

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和 元 年 5 月 2 4 日	
愛 知 県 知 事 殿	
提出者	
住 所 愛知県安城市高棚町井荒井38番地	
氏 名 株式会社 東海特装車	
取締役社長 広瀬 康宏	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 0566-92-2300	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	(株)東海特装車 (とうかいとくそうしゃ)
事業場の所在地	愛知県安城市高棚町井荒井38番地
計画期間	平成31年4月1日～令和 2年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	E 製造業 31 輸送用機器具製造業
②事業の規模	製造品出荷額 6,600百万円
③従業員数	420人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	発生工程 : 別紙1 (1/2) (2/2) のとおり 処理 : 別紙2 のとおり EDアルカリ廃液→処理業者に委託し、脱水・乾燥後、再資源化 廃プラスチック類→処理業者に委託し、燃料として、再資源化 汚泥→処理業者に委託し、脱水・乾燥後、再資源化 木くず→処理業者に委託し、破碎後、再資源化 廃油→処理業者に委託し、燃料として、再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 状	【前年度 (30年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	排 出 量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) ・ ED電着塗装に使用する水使用量の原単位低減 ・ 汚泥処理の低減を実施。		
② 画	【目標 (31年度)】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	排 出 量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・ ED電着塗装に使用する水使用量の原単位低減の継続 ・ 塗料汚泥、廃プラスチック類で一部焼却処理による減量		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ リサイクルの出来る単位まで解体・分別しています。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 継続実施していきます。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ — ）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 —		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ — 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】 —		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

③ 計画	【目標（30年度）】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	全 処 理 委 託 量	—	— t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・可能な限り再生利用業者への処理委託を継続する。 ・解体、分別により埋立廃棄物のゼロ化を継続する。 ・廃棄物業者点検を実施する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙

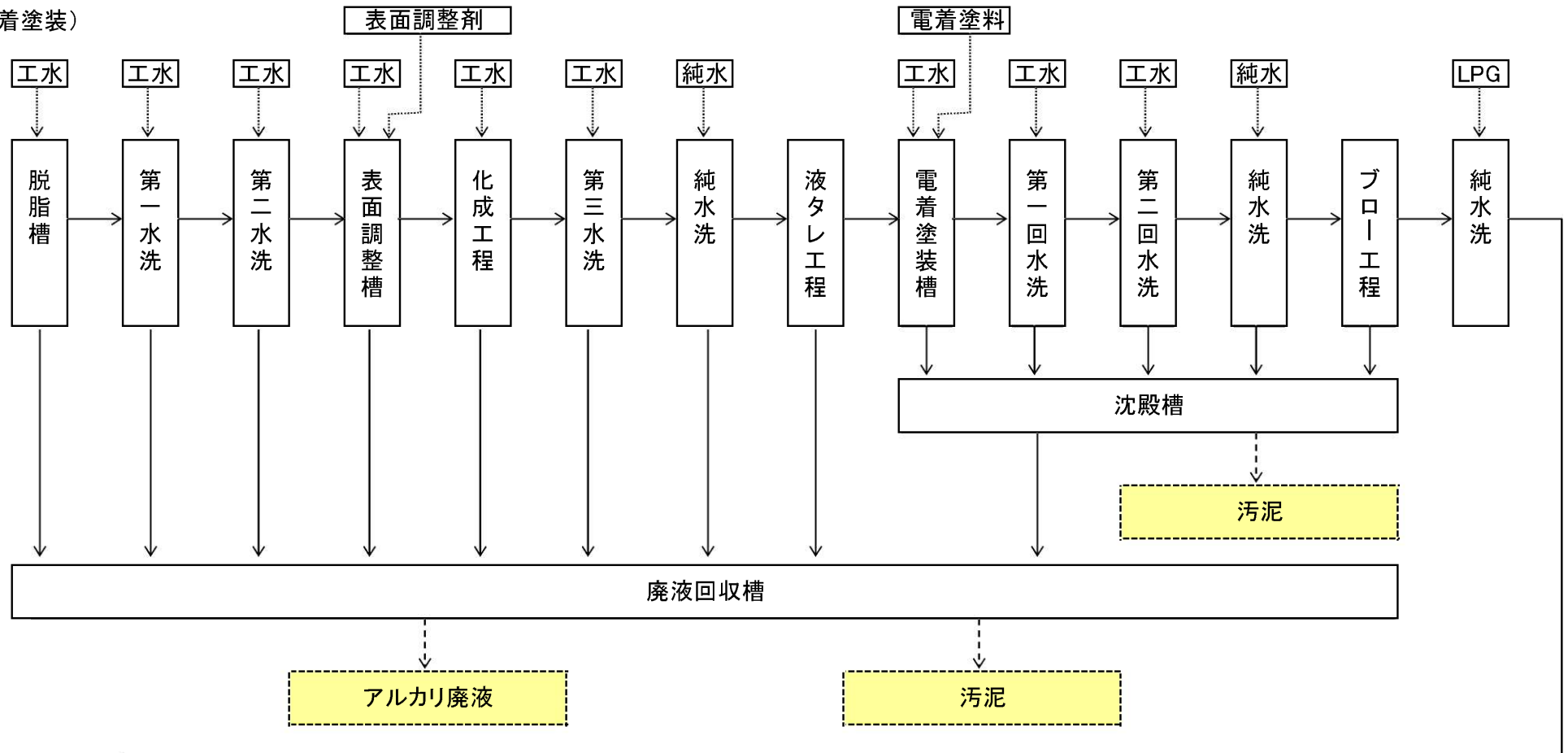
(t/年)

[illegible]

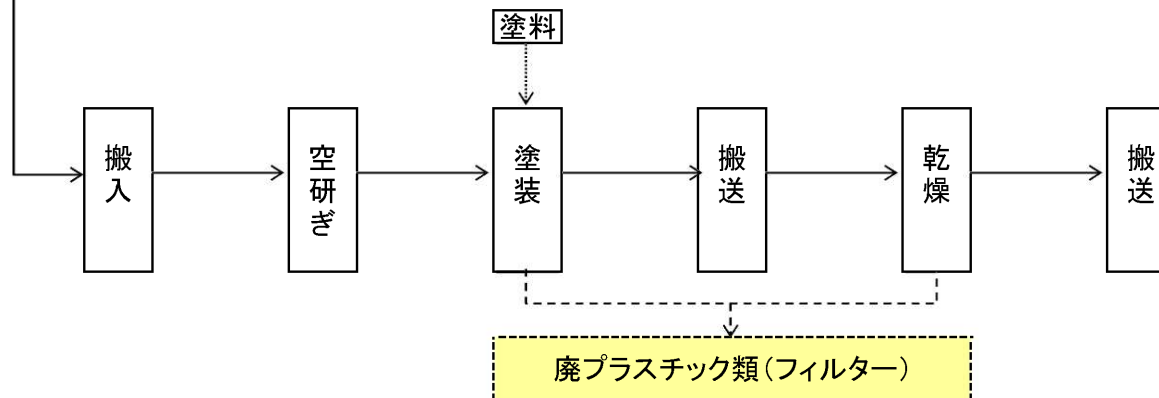
4,270 4,220

別紙1 1/2 < 廃棄物発生工程 >

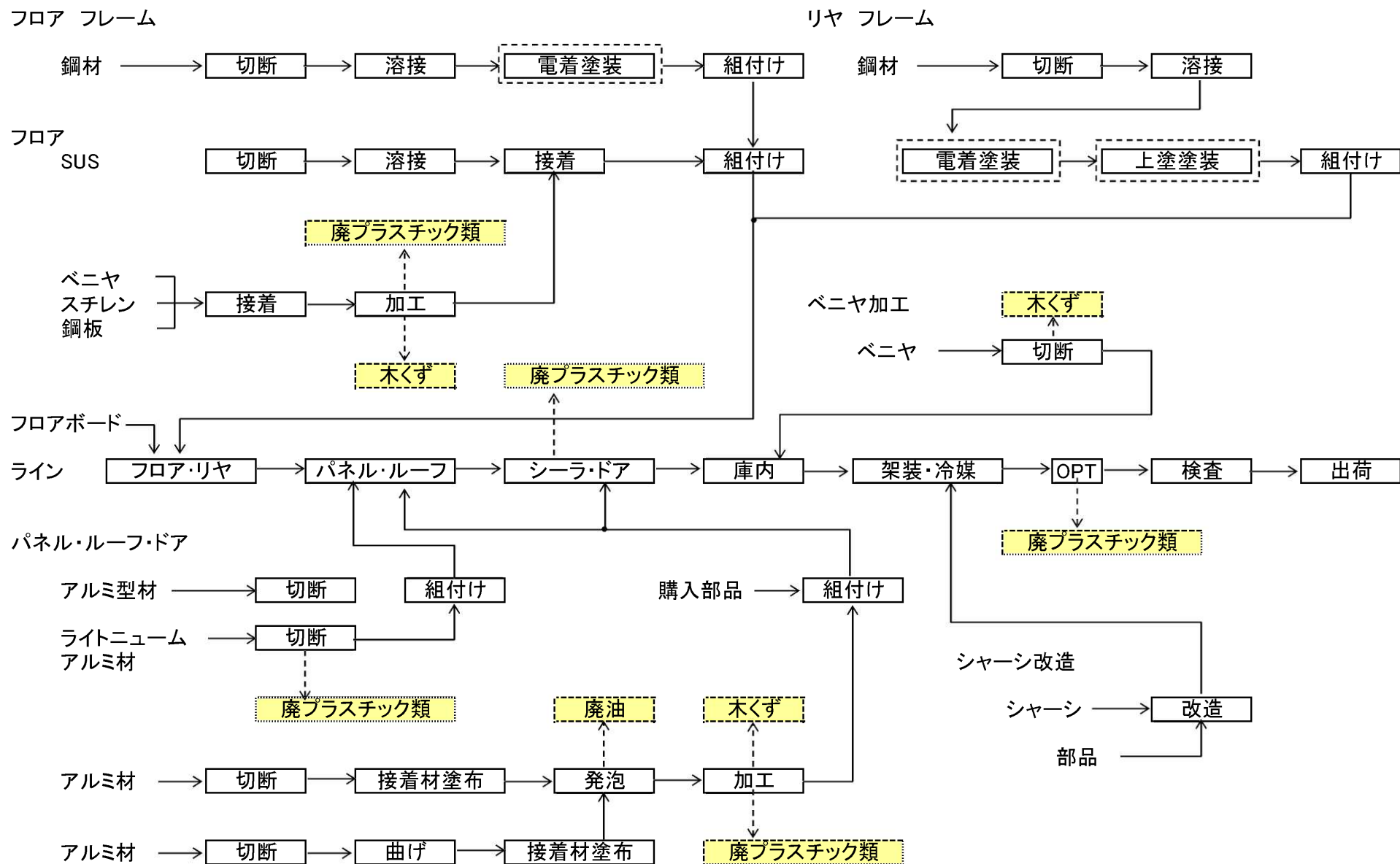
(電着塗装)



(上塗塗装)



フロア フレーム



東海特装車廃棄物処理フロー

		〔廃棄物名〕	〔発生工程〕	〔運搬業者〕	〔処分業者〕	〔処分方法〕
廃棄物	産業廃棄物	廃プラスチック類 ライトニューーム、複合品、木片、路盤材、合板	全工程	㈱東海特装車	㈱NJS	リサイクル
		軍手	全工程	㈱東海特装車	サンエイ㈱	焼却
		廃アルカリ 洗浄液、ED廃液	塗装工程	㈱東海特装車	トヨタ車体㈱	中和
		汚泥(本社) 塗料カス、EDカス	塗装工程	㈱エコロータル	豊田ケミカル㈱	焼却
		汚泥(富士松・いなべ)	油水分離槽	㈱員弁環境サービス (有)MOC	㈱KEC	リサイクル
		ACPスラッジ フィルター・フィルム	塗装工程	富士石油運輸 富士石油商会	豊田ケミカル㈱	焼却
		廃プラスチック類・ウエス	全工程	㈱東海特装車	サンエイ㈱	焼却
		廃タイヤ	整備部	加藤産業㈱	加藤産業㈱	リサイクル
		【特別管理産業廃棄物】 廃バッテリー	本社整備課 I福祉整備課	戸松冶金㈱	戸松冶金㈱	リサイクル
		表面加工紙類	全工程	㈱NJS	豊田産業㈱	押型成形 →固形燃料
		廃プラスチック類	全工程	㈱NJS	豊田産業㈱	押型成形 →固形燃料
		【特別管理産業廃棄物】 廃油・廃PC	塗装・発泡	富士石油運輸㈱	豊田ケミカル㈱	焼却
		鉄・空缶・金属雑品・W/S 単品、新切材、ステンレス、加工品、板金掃きゴミ	製造	水野産業㈱	水野産業㈱	リサイクル
		アルミ 新切材、加工品	製造	水野産業㈱	水野産業㈱	リサイクル
		PP材	製造	㈱東海特装車	フジ加工㈱	リサイクル
		ハーネス	製造	水野産業㈱	水野産業㈱	リサイクル
	事業系一般廃棄物	紙類	全工程	㈱東海特装車	福田三商㈱	リサイクル
		ダンボール	全工程	福田三商㈱	福田三商㈱	リサイクル
		草・枝	全工程	㈱東海特装車	サンエイ㈱	焼却
		蛍光灯	全工程	三和清掃㈱	JFE環境㈱	リサイクル
		電池	全工程	富士石油運輸㈱	豊田ケミカル㈱	リサイクル
		生活廃プラ	全工程	㈱NJS	㈱NJS	焼却
		電化製品	全工程	㈱NJS	指定業者	リサイクル
		空缶・びん・紙コップ・Pボトル	全工程	メーカー引取り	専門業者	リサイクル

〔全社組織〕

